

議第32号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

京都市長 松井 孝治

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第8条（見出しを含む。）中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第8法第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率の特例に関する許可の申請に対する審査の項中「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「の特例に関する」を「又は各部分の高さに関する特例の」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

マンションの再生等の円滑化に関する法律の規定に基づくマンションの各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。